

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：レソト国小水力発電整備計画協力準備調査 (QCBS)

調達管理番号：20a00451

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年9月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月30日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：レソト国小水力発電整備計画協力準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月 ～ 2021年11月

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 中村 康子/ Nakamura.Yasuko@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 10月21日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス Nakamura.Yasuko@jica.go.jp）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月30日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履	70～80%

行が十分できるレベルにある。	
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は

書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年11月18日（水） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2020年11月27日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

➤ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （１）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が相手国政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （２）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されま
す。

1 3. その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（３）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（４）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 事業の背景

レソト王国（以下、「レソト」という。）は、南アフリカ共和国（以下、「南ア」という。）と共同で、「レソト高地水事業」（The Lesotho Highlands Water Project。以下、「LHWP」という。）を実施し、複数の河川からレソト中央部のカツェダムに水を集め、それを南アに送水している。なお、カツェダムから約60km北に位置するムエラダム隣接の水力発電所でレソト国内向け電力を発電している。

レソト国内の発電設備容量は合計74.7MWで、ほぼすべての発電をムエラ水力発電所（72MW）で行っている。他方、2017/18年度におけるレソトの電力需要は167MWであり、国内では電力を賅えない為、必要電力の約半分は南部アフリカパワープール（South Africa Power Pool：SAPP）を通じ輸入している。しかしながら、南部アフリカ全体で電力供給が需要に追い付いておらず、十分な電力輸入が保証されているわけではない。このため国家エネルギー安全保障の観点から、レソト国内での発電容量を増加させることが課題となっている。

このような状況下、レソト政府はレソト電力政策（Lesotho Energy Policy 2015-2025）にて環境負荷を最小限に抑えた形での再生可能エネルギー電源の確保と有効活用を掲げている。これを受け、レソト高地開発公社（Lesotho Highland Development Authority。以下、「LHDA」という。）は、既存ダムの河川維持放流水を利用した小水力発電を計画している。

全土が標高1,000mを超える同国では、冬季の降雪等により既存の送電線が断線した場合など、地方部への電力供給が止まる恐れがあるため、地方部での発電施設の確保が課題となっている。小水力発電整備計画（以下、「本事業」という。）は、レソト中央部に位置する国内最大級のカツェダムにて、洪水による浸水で故障した既存小水力発電設備（発電容量500kW）を新しい設備（発電容量500kWを2台）に更新することにより、同設備の故障以来、活用されていない維持放流水から電力を回収し、周辺地域などに電力を安定供給するものであり、また、ムエラ水力発電所の遠隔監視システムを通じて維持管理を行うことで、山奥の小水力発電施設の維持管理を容易にすることが検討されている。レソト政府は同事業の実施を我が国の無償資金協力により実施する事を提案してきており、これを受けJICAは本協力準備調査を実施するものである。

2. 事業の概要

（1）事業名：レソト國小水力発電整備計画

（2）目的：

本事業は、カツェダムにおいて故障により稼働できなくなっている既存の小水力発電設備を更新することにより、地方部を含む電力の安定供給並びに同国の再生可能エネルギーの開発促進に寄与することを目的とする。

① 事業の概要

- ア) 施設・機材等の内容：（詳細は協力準備調査にて確認する）
500kW 水車・発電機 2 台、主変圧器、系統接続用遮断器、遠隔監視機材、既設水力発電用建屋改修等
- イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、
入札補助、施工・調達監理、トレーニング（分解組立・点検・操作手順）
- ウ) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

(3) 対象地域（サイト）：レソト レリベ県及びタバツェカ県 カツェダム

(4) 関係官庁・機関：

レソト高地開発公社（Lesotho Highland Development Authority: LHDA）

3. 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、本業務にて、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、レソト政府から提案のあった「小水力発電整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がレソト側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、下記のとおり計 2 回の現地調査実施を想定する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を各 1 週間程度参加させることを想定している。

① 第 1 回現地調査：

レソトの電力セクターの現状と政府、民間企業や他ドナー等の最新の関連開発計画の確認と、概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集と行う。なお、必要に応じ現地再委託契約等を行う。

② 第 2 回現地調査：

調査報告書案を相手国政府関係者に説明・協議し、計画及び相手国政府負担事項等について基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分協議する。また、JICA が開催し日本側関係者が出席する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

① 概略設計調査派遣前

積算審査に必要な段取り及び調査実施にあたっての対処方針を協議し、確認する。

② 概略設計調査帰国時

概略設計調査結果を記述した「概略設計調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

③ 準備調査報告書（案）説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 既存資料の活用

本事業の必要性・妥当性の検証等に当たっては、参考資料に挙げた「レソト王国 小水力発電案件情報収集・確認調査 基礎情報収集・確認調査報告書」等、既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(5) レソト側維持管理体制の確認

本事業により整備される小水力発電施設の運営・維持管理は LHDA 保守・運用部のカツェ支所により行われる予定である。運用は従来の直接運転方式から無人遠隔運転方式に変更し、ムエラ水力発電所の既存の遠隔監視システムを通じた監視・制御を想定している。本業務において、まず遠隔運転方式への変更についてレソト側に確認し、LHDA 保守・運用部及びカツェ支所の体制面、技術面、財務面の能力に加え、支所人員の小水力発電施設の維持管理にかかる経験レベルを確認する。ムエラ水力発電所での既存の遠隔監視システムの運営維持管理体制等を確認の上、カツェ支所に関しても遠隔監視による運営維持管理体制及びトラブル発生時の対応手段について協議する。

(6) 水利権と使用水量

発電に使用する維持放流水について、必要水量及び水利権を長期的に確保すべく、水量についてはダム運用、水利権については法・規制や関係省庁、許認可手続き等を確認するとともに、本事業の実施スケジュールを踏まえて相手国政府が手続きを行うことを確認する。なお発電で使用する水量に関しては、「JICA 水力開発ガイドマニュアル」を参照し、相手国政府と協議の上で最適な水量を決定する必要がある。具体的には、複数の代替流量案を設定し、それぞれの年間発生電力量、工事費から kWh 当りの建設費を算出して、最も経済的な流量を確認する。

(7) 使用水量と発電仕様の検討

カツェダムの特徴としてダム水位が変動する事に起因する、（有効）落差の変動（最高落差及び最低落差の変動）が比較的大きいことが挙げられる。本業務において、落差変動の予測及び発電への影響を検討し、持続的な発電が可能となるよう適切な落差範囲、機材仕様、制御方法等を十分に検討する。

(8) 発電設備建屋の浸水再発防止に関する確認及び構造物の健全性確認

本発電設備建屋では洪水時に過去2回浸水事故が発生しており、その原因としては、①ダムの洪水吐きから飛び散った水が上部の放流弁室付近の開口部から侵入、②点検用の監査廊を伝わって下部に在る発電機室に流入、③本来は洪水時には全閉すべき発電設備建屋内のドレンピットの排水バルブを職員が閉め忘れたことがあった。今後の浸水に備え、①及び②については、開口部の水密性を確認ののち、不具合があると判断される場合は水密性を確保するため、扉及び水密ゴムの改修または防水扉への変更、また、③に関してはドレンバルブ開閉の自動化や、出口に逆止弁を設置することが有効と考えられる。併せて万が一に備え、排水ポンプを設置することが望ましいと考えられ、本業務において設計に必要な対策を詳細に検討・確認する。発電設備建屋の浸水再発防止に関して相手国政府が負担する事項があれば、確認し依頼する。

併せて、発電設備建屋の土木構造物の健全性を確認し、強度面を含めて発電設備設置に問題ないかを確認する。

(9) 機器搬入用道路

現在、発電設備建屋へ搬入車両が接近することは困難であり、機器の搬入を行うための設備または道路が必要であるため、機器搬入用道路（約50m×300m）及び副ダムからダム下部に通じる既存の洞道（約20m×350m）の地形測量を行う。なお、機器搬入には、道路の建設のほか、クレーン及びインクライン設置による方法も考えられる（レソト王国小水力発電案件情報収集・確認調査 基礎情報収集・確認調査報告書 5-9 ページ表 5-4.1 記載の案2及び案3に相当）。本業務の実施にあたっては、使用できる重機やダム下部に通じる洞道への影響等も考慮し、機材搬入方法及び搬入用道路とした場合の道路仕様に関して詳細に検討する。特に、既存施設に対し悪影響を発生させないよう留意する。

(10) 本邦技術の活用の検討

本事業において、本邦での小水力発電に係る経験や技術を活用できるよう、機材納品候補企業の洗い出しや、小水力発電に取り組む地域企業等との協力可能性などを検討する。

(11) 新型コロナウイルスによる調達機材等の価格に与える影響の確認

新型コロナウイルスの世界規模での感染症拡大により、調達機材等が通常の価格から変動する可能性が考えられる。本事業において想定される調達機材等の価格に関しては、この点を十分考慮し確認するとともに、必要に応じJICAと対応を協議すること。

(12) 環境社会配慮

本事業は、現時点で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる環境への望ましくない影響は最小限であると判断され、カテゴリCと位置づけられる。他方、レソト国環境ガイドラインによれば、建設事業はすべてEIAを取得する必要との説明があった。ただし、LHDAによればダム建設当初にEIAを取得済みであり、新しいEIAは必要ないとのことである。協力準備調査の際は、EIA再取得の必要性がないことを詳細に確認し、合意文章に残す。

本事業の候補サイト付近では住民の居住や使用の実態は確認されておらず、住民移転は想定されない。

(13) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」（2014 年 9 月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、レソトでの最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からレソトでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したレソトの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりレソトの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてレソトで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート及び質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（特に調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- ① 要請内容の範囲、内容等について相手国政府の意向を確認する。
- ② レソトの電力・エネルギーセクターの最新状況（全国・都市部・地方部の電化率、設備容量、電力需要、SAPP からの輸入の状況、電力需要の伸び率、人口増加率、経済成長率およびこれらの今後 10～30 年程度の予測等）に関して、「レソト王国 小水力発電案件情報収集・確認調査 基礎情報収集・確認調査報告書」等の既存資料を確認の上、調査する。また、近年に渇水による発電への影響などもあれば本業務にて確認する。
- ③ LHWP 事業等の関連上位政策、国家計画、国家プログラムの内容を確認し、レソトの電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて確認する。この際、特に同国の再生可能エネルギー導入目標の達成における本事業の貢

献に留意すること。

- ④ 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に世界銀行、アフリカ開発銀行、国連開発計画（UNDP）等の電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業との重複を回避する。
- ⑤ 本事業が地方部や近隣地域に与える効果（裨益人口、裨益対象地域の電化率、供給信頼性、学校・病院への安定供給等）について調査する。

(4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

本事業にて整備される小水力発電施設は LHDA の保守・運用部のカツェ支所により運営・維持管理が行われる。運用は従来の直接運転方式から無人運転方式に変更し、同部のムエラ支所が運営・維持管理をするムエラ水力発電所の既存の遠隔監視システムを通じた監視・制御を想定しているが、LHDA 及びカツェ支所の体制面、技術面、財務面の能力に加え、支所人員の小水力発電施設の維持管理にかかる経験レベルを確認する。また、ムエラ水力発電所での既存の遠隔監視システムの運営維持管理体制等を確認の上、カツェ支所においても運営維持管理体制及びトラブル発生時の対応手段について協議する。また今後、LHDA が遠隔監視システムを横展開するにあたっての既存の遠隔監視システムのキャパシティについても確認する。

(5) サイト状況調査(現況調査、自然条件調査他)

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を行う。なお、自然条件調査については再委託を認め、調査仕様例は別紙のとおりとする。

① 地形測量

発電設備建屋へ機器搬入を行うための機器搬入用道路（約 50 m×300 m）の設計及び施工に必要な地形の情報、ダム下部に通じる洞道（約 20 m×350 m）の地形の情報を調査する。なお地盤及び地質調査に関しては、確認し必要があれば追加調査を行う。

② 水文調査

カツェダムの水位の変動規模及び発電用使用可能水量についての詳細情報を確認する。基礎情報収集・確認調査結果及びその他既存資料のレビューを行い、必要に応じて追加での調査を検討する

(6) 調達事情調査

本事業で必要となる資機材（骨材、セメント、鉄筋等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(7) 事業事容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 概略設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業の実施に必要な計画および設計を行なう。

③ 概略設計図

- ・ 全体平面図
- ・ 主要施設平面・縦・横断図
- ・ 土木・建築構造一般図
- ・ 同上縦・横断図
- ・ 機器構造一般図（水車、発電機、制御・保護盤）
- ・ 制御・保護盤ブロックダイアグラム
- ・ 単線結線図

④ 施工・据付計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（相手国政府負担工事との区分）
- ・ 施工管理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達・運搬・据付け計画
- ・ 実施工程

(8) 相手国負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、必要に応じ新規水利権の取得等）及び無償資金協力として事業を実施する際のレソト政府の免税／還付措置にかかる責任機関並びに手続きについて具体的に確認・整理する。

(9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれレソトにおける名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 支所事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(10) 事業維持管理計画の立案

レソト側及び LHDA が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(11) 事業の概略事業費積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するよう留意すること。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材（建屋の浸水対策含む）、機材搬入用道路とも入札に対応できる精度を確保する。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編（土木）・機材編を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(12) 協力対象事業実施に際しての留意事項整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。また、概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(13) 想定される事業リスクの整理

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(14) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①設備利用率、②最大出力、③年間発電電力量、④年間 CO₂ 削減量等を想定している。

- (15) 準備調査報告書（案）の作成
上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。
- (16) 事業概要の本邦企業への説明
相手国政府関係者との説明・協議前に本邦企業へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と協議の上、対応の支援を行う。
なお、会議室の手配については、JICA が調整を行う。
- (17) 準備調査報告書（案）の説明・協議
(15) の準備調査報告書（案）をレソト政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。
- (18) 準備調査報告書等の作成
レソト政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。
- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
 - ② 機材仕様書
 - ③ 概要資料
 - ④ 準備調査報告書
 - ⑤ デジタル画像集
 - ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (10) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、相手国政府実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 3 部 (2020 年 2 月頃) |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 3 部 英文 3 部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文 3 部 英文 3 部 |
| (7) 概要資料 | : 和文 2 部及び CD-R 2 枚 |
| (※設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む) | |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）4 部及び CD-R 2 枚 |
| | : 英文（製本版）6 部及び CD-R 3 枚 |
| | : 和文（先行公開版）2 部及び CD-R 1 枚 |
| (※設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む) | |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚） |

- 程度)
- (10) 進捗報告書初版 : 英文 3 部
(11) 免税情報シート : 英文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編・機材編（2019 年 10 月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月改訂版）」を参照する。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（最新版）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

別紙 1 : 報告書目次（案）

別紙 2 : 自然条件調査仕様書（案）

別紙 1

報告書目次（案）

- 第 1 章 事業の背景・経緯
- 第 2 章 事業を取り巻く状況
- 第 3 章 事業の内容
- 第 4 章 事業の評価

参考資料

別紙 2

レソト王国「小水力発電計画画」準備調査 自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を記すので、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。

2. 調査項目

(1) 地形測量

【目的】

機器搬入用道路（約 50 m×300 m）の設計及び施工に必要な地形の情報、ダム下部に通じる洞道（約 20 m×350 m）の地形の情報を把握する。また測量結果を、地形図（縮尺 1:500 程度を想定）、縦横断図（縮尺 1:200 程度を想定）、精度管理表にまとめて提出する。なお、道路建設において、地盤及び地質調査が必要な場合は、追加調査を行う。

【内容】

プロジェクトに関係するサイトについて、必要に応じて以下の地形測量調査を実施する。

調査項目	実施対象	目的	数量・仕様
平面測量、 路線測量	カツェダム（機器搬入用道路予定地周辺）	機器搬入用道路の設計及び施工に必要な地形の情報、ダム下部に通じる洞道の地形の情報を把握する。	・ 機器搬入用道路（約 50 m×300 m） ・ ダム下部に通じる洞道（約 20 m×350 m）

(2) 水文調査

【目的】

カツェダムの水位の変動規模及び発電用使用可能水量についての詳細情報を確認する。

【内容】

基礎情報収集・確認調査結果及びその他既存資料のレビューを行い、必要に応じて追加での調査を検討する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水力発電設備に係る M/P, F/S, B/D, O/D, DD, S/V

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/水力開発計画（2号）

➤ 水力機械/水力電気（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水力開発計画）】

a) 類似業務経験の分野：水力発電施設整備に係る F/S, B/D, O/D, D/D, S/V

b) 対象国又は同類似地域：レソト及び全途上国地域

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 水力機械/水力電気】

a) 類似業務経験の分野：水力機械・水力電気に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：レソト及び全途上国地域

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程¹

2020年12月中旬より業務を開始し、同年2月に第一回現地調査を行う。その後国内作業（積算審査に要する期間を含む）を行い、8月下旬に概要説明調査を実施し、同じく8月下旬までに概要資料、同年9月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/水力開発計画（2号）
- ② 水力機械/水力電気（3号）
- ③ 変電設備
- ④ 施設計画
- ⑤ 道路計画
- ⑥ 調達計画/積算

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 自然条件調査²

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

3. 業務従事者の条件

¹現地業務の回数は2回を想定しているが、より適切な工程がある場合はプロポーザルにて提案してください。

²プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 現地再委託費（再委託費）
- 自然条件調査（地盤及び地質調査含む） 4, 0 0 0千円
- 2) 一般業務費
- 車両関連費 1, 6 6 6千円
 - 通信・運搬費 1 0 6千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。また、現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて旅費（航空賃）を見積もること。
- 【東京⇄香港/ドーハ⇄ヨハネスブルク⇄マセル】
- ビジネスクラス： 9 0 0千円
- エコノミークラス： 5 5 0千円
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

【その他の留意事項】

- (1) 無償資金協力事業の実施体制
- 本計画の実施が我が国一般事業無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。
- 実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。
- (2) 業務主任者の同行
- 現地調査に関し、業務主任者は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮した調査工程とする。
- (3) JICA南アフリカ事務所等への報告
- 初回の現地調査往路並びに最終の現地調査の往路及び復路において、業務主任者は、原則、総括団員に同行して、プレトリアに位置するJICA南アフリカ事務所及び在南アフリカ日本大使館に立ち寄る。この際は追加として1名までコンサルタント団員の同行を認める。この同行に必要な費用については見積に含めること。

(4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

- レソト王国小水力発電案件情報収集・確認調査 基礎情報収集・確認調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12355848.pdf>)

- JICA 水力開発ガイドマニュアル（第2分冊 小規模水力発電）

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/0000256045.pdf>)

- 資金協力事業/開発課題別の指標例（エネルギー）

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001ww0o9-att/aid_business_energy.pdf)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／水力開発計画</u>	(40)	(16)
ア) 類似業務の経験	16	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者</u>	—	(16)
ア) 類似業務の経験	—	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：水力機械/水力電気	(20)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 社会基盤部資源・エネルギーグループ（第二チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （1）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
（2）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。